

遺言・相続などによるご寄付のご案内

苦しく辛い経験をした子どもは、誰よりもつよくやさしくなれる。
被災地の子どもたちの成長は、私たちの希望です。



©Natsuki Yasuda / Dialogue for People

東日本大震災の被災地では、たくさんの子どもたちがたくさんの感情と向き合いながら毎日を過ごし、乗り越え、いつからか自分の目標や夢に向かって歩いていく姿を隣で見えてきました。その成長こそが東北の復興につながっています。子どもたちが安心して、自分の可能性を広げられる場所を提供できるよう、お志を託していただけますと幸いです。

遺産（遺贈）によるご寄付

「遺贈」とは、遺言によって、ご自身の財産を無償で特定の個人や団体に譲渡することです。遺産の贈与を考えている方が、ご自身の意思でハタチ基金へのご寄付を決定することができます。遺言書において遺贈先にハタチ基金をご指定頂くことで、ご寄付を子ども・若者への教育活動へ使わせて頂くことができます。頂いたご寄付には、相続税が課税されません。
※遺言書の作成等については、弁護士などの専門家にお尋ね下さい。

相続財産によるご寄付

ご遺族の方から相続された財産のご寄付のお申し出を受け付けております。相続税の申告期限内（相続開始から10カ月以内）に頂いたご寄付には、相続税が課税されません。申告の際は、当団体の「寄付金受領証明書（領収書）」を添付していただく必要があります。
※相続税等の詳しい内容については、公認会計士や税理士などの専門家にお尋ね下さい。

お香典やお花料によるご寄付

お香典やお花料へのお返しの代わりのご寄付を、受け付けております。葬儀に寄せられた皆様のお気持ちを、被災地の子どもたちへの教育活動へ使わせて頂きます。

遺贈寄付、相続財産の寄付に関するお問合せはこちらまで



03-3330-0005

（受付時間：平日9：00～18：00）



info@hatachikikin.com



<http://www.hatachikikin.com/>

お気軽にお問い合わせください。ご不明点やご質問、ご相談を承ります。